

改 正 案

現 行

都市緑地法施行規則

都市緑地保全法施行規則

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第一条 都市緑地法施行令（以下「令」という。）第一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

第一条 都市緑地保全法施行令（以下「令」という。）第一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

（緑地保全地域における行為の届出等の手続）

（緑地保全地区における行為の許可の申請等の手続）

第二条 都市緑地法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による届出及び同条第七項の規定による通知は、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては、それぞれその長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

第二条 都市緑地保全法（以下「法」という。）第五条第一項の規定による許可の申請、同条第四項の規定による通知並びに同条第五項及び第六項の規定による届出は、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては、それぞれその長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

（営業等のためにやむを得ない屋外広告物）

（令第三条第一号八(2)の国土交通省令で定める屋外広告物）

第三条 令第四条第二号八(2)及び第六条第一号八(2)の国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物は、次に掲げるものとする。

第三条 令第三条第一号八(2)の国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物は、次に掲げるものとする。

一 四 略

一 四 略

（特別緑地保全地区における行為の許可の申請等の手続）

第四条 第二条の規定は、法第十四条第一項の規定による許可の申請、同条第四項の規定による通知並びに同条第五項及び第六項の規定によ

る届出について準用する。

(建築物に附属する物干場その他の工作物)

第五条 令第六条第六号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場又は当該建築物の高さを超えない高さの物干場

二 略

三 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第三号に規定する建築設備(消火設備及び当該建築設備を必要とする建築物の屋根の最上端からの高さが二メートルを超えるもの(避雷針を除く。))を除く。

四 七 略

(管理協定の基準)

第六条 法第二十四条第三項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 五 略

(管理協定の公告)

第七条 法第二十五条第一項(法第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 五 略

(管理協定の締結等の公告)

第八条 前条の規定は、法第二十七条(法第二十八条において準用する

(令第三条第五号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物)

第四条 令第三条第五号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場又は当該建築物の高さをこえない高さの物干場

二 略

三 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第三号に規定する建築設備(消火設備及び当該建築設備を必要とする建築物の屋根の最上端からの高さが二メートルをこえるもの(避雷針を除く。))を除く。

四 七 略

(法第九条の二第三項第三号の国土交通省令で定める基準)

第四条の二 法第九条の二第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 五 略

(管理協定の公告)

第四条の三 法第九条の三第一項(法第九条の六において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 五 略

(管理協定の締結等の公告)

第四条の四 前条の規定は、法第九条の五(法第九条の六において準用

場合を含む。( )の規定による公告について準用する。

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

一 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一米ートルを乗じて得た面積

二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

(1) 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。( )の水平投影面積の合計)

(2) 樹木(高さ一米ートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。)ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円(その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面を算出した当該円の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。( )の水平投影面積の合計)

樹木の長さ	半径
一米ートル以上二・五メートル未満	一・一米ートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一米ートル

する場合を含む。( )の規定による公告について準用する。

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの(その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \geq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、A、T<sub>1</sub>、T<sub>2</sub>、T<sub>3</sub>、T<sub>4</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積(単位 平方メートル)

T<sub>1</sub> 高さが四メートル以上の樹木の本数

T<sub>2</sub> 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T<sub>3</sub> 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T<sub>4</sub> 高さが一メートル未満の樹木の本数

(ii) (i)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積

ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分

(その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積

二 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分(その水平投影面がイから八までの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。)の水平投影面積

ホ 前号の施設又はイから二までの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設(その水平投影面がイから二までの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイから二までの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。)の水平投影面積

(緑化施設の工事の認定の手續)

第十条 法第四十三条第一項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証の写しを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了

了することができないものの配置及び種別並びに前条の規定により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの面積

(公共の用に供する施設)

第十一条 令第十四条の国土交通省令で定める公共の用に供する施設は、軌道、水路、緑地及び広場とする。

(緑地協定の公告)

第十二条 法第四十六条第一項(法第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村長の定める方法で行うものとする。

一 四 略

(緑地協定に定める事項の基準)

第十三条 法第四十七条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 八 略

(緑地協定区域隣接地の基準)

第十四条 法第四十七条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 二 略

(緑地協定の認可等の公告)

(令第四条の国土交通省令で定める公共の用に供する施設)

第五条 令第四条の国土交通省令で定めるものは、軌道、水路、緑地及び広場とする。

(緑地協定の公告)

第六条 法第十五条第一項(法第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村長の定める方法で行うものとする。

一 四 略

(法第十六条第一項第三号の国土交通省令で定める基準)

第七条 法第十六条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 八 略

(法第十六条第一項第四号の国土交通省令で定める基準)

第八条 法第十六条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 二 略

(緑地協定の認可等の公告)

第十五条 第十二条の規定は、法第四十七条第二項（法第四十八条第二項、第四十九条第四項、第五十一条第四項又は第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（市民緑地の管理期間）

第十六条 法第五十五条第四項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（市民緑地の公告）

第十七条 法第五十五条第七項の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 四 略

（緑化施設整備計画の認定の申請）

第十八条 法第六十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書に次の表に掲げる図書を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。

（表略）

（計画の記載事項）

第十九条 法第六十条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、既存の緑化施設の概要、規模及び位置とする。

（緑化施設を整備する建築物の敷地面積の規模）

第二十条 法第六十一条第一項第一号の国土交通省令で定める規模は、千平方メートル（緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内においては、三百平方メートル）とする。

第九条 第六条の規定は、法第十六条第二項（法第十七条第二項、法第十七条の二第四項、法第十八条の二第四項又は法第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（法第二十条の二第四項の国土交通省令で定める期間）

第十条 法第二十条の二第四項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（市民緑地の公告）

第十一条 法第二十条の二第六項の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 四 略

（緑化施設整備計画の認定の申請）

第十二条 法第二十条の二第二項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。

（表略）

（計画の記載事項）

第十三条 法第二十条の二第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、既存の緑化施設の概要、規模及び位置とする。

（法第二十条の五の三第一項第一号の国土交通省令で定める規模）

第十四条 法第二十条の五の三第一項第一号の国土交通省令で定める規模は、千平方メートルとする。

(緑化施設の部分)

第二十一条 法第六十一条第一項第二号の国土交通省令で定める部分は、樹木及び芝その他の地被植物とする。

(緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合)

第二十二条 法第六十一条第一項第二号の国土交通省令で定める割合は、二十パーセントとする。

(緑化施設整備計画の認定に係る緑化施設の面積)

第二十三条 法第六十一条第二項の緑化施設の面積は、樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(その水平投影面が樹木の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積(建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設にあつては、緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計にメートルを乗じて得た面積)(工場立地法第四条第一項の規定により公表された準則(同法第四条の二第一項の規定により同項に規定する地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則を含む。)に適合するために必要な同法第四条第一項第一号に規定する緑地の面積を除く。)の合計とする。

(緑化施設整備計画の軽微な変更)

第二十四条 法第六十二条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、緑化施設の整備の実施期間の二月以内の変更とする。

(建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付)

(法第二十条の五の三第一項第二号の国土交通省令で定める割合)

第十五条 法第二十条の五の三第一項第二号の国土交通省令で定める割合は、二十パーセントとする。

(法第二十条の五の三第二項の緑化施設の面積)

第十六条 法第二十条の五の三第二項の緑化施設の面積は、樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分(投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積(建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設にあつては緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計にメートルを乗じて得た面積)(工場立地法第四条第一項の規定により公表された準則(同法第四条の二第一項の規定により同項に規定する地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則を含む。)に適合するために必要な同法第四条第一項第一号に規定する緑地の面積を除く。)の合計とする。

(法第二十条の五の四第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第十七条 法第二十条の五の四第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、緑化施設の整備の実施期間の二月以内の変更とする。



第二十五条 建築基準法第六條第一項又は第六條の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることが出来る。

別記様式第一（第一条関係）

裁 決 申 請 書

裁 決 申 請 者 住 所  
 氏 名  
 相 手 方 住 所  
 氏 名

都市緑地法第 条の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
  - 2 損失の補償の見積り及びその内訳
  - 3 協議の経過
- 年 月 日

裁 決 申 請 者 住 所  
 氏 名

印

別記様式第一（第一条関係）

裁 決 申 請 書

裁 決 申 請 者 住 所  
 氏 名  
 相 手 方 住 所  
 氏 名

都市緑地保全法第 条の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
  - 2 損失の補償の見積り及びその内訳
  - 3 協議の経過
- 年 月 日

裁 決 申 請 者 住 所  
 氏 名

印

<p style="text-align: center;">殿</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分のあった日をあわせて記載すること。</li> <li>2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。</li> <li>3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。</li> <li>4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</li> <li>5 裁決申請書の氏名（法人にあつては、<u>その代表者の氏名</u>）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">殿</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分のあった日をあわせて記載すること。</li> <li>2 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。</li> <li>3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。</li> <li>4 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</li> <li>5 裁決申請書の氏名（法人にあつては、<u>その代表者の氏名</u>）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</li> </ol>
<p><u>別記様式第二（第十条関係）</u> 略</p>	
<p><u>別記様式第三（第十八条関係）</u>（A4） 緑化施設整備計画認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の住所又は主たる事務所の所在地</p>	<p><u>別記様式第二（第十二条関係）</u>（A4） 緑化施設整備計画認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の住所又は主たる事務所の所在地</p>

申請者の氏名又は名称

印

都市緑地法第60条第1項の規定に基づき、緑化施設整備計画について認定を申請します。この申請者及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

注1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

【建築物の名称】

【地名地番】

【敷地面積】

2 整備する緑化施設の概要、規模及び配置

【整備する緑化施設の概要及び規模】

【配置】 配置図のとおり

3 既存の緑化施設の概要、規模及び位置

【既存の緑化施設の概要及び規模】

【位置】 配置図のとおり

4 緑化施設の面積及び敷地面積に対する緑化施設の面積の割合

【面積】

【敷地面積に対する緑化施設の面積の割合】

(注) 【面積】の欄には都市緑地保全法施行規則第16条の規定により計算した面積を記入すること。

5 緑化施設の実施期間

【整備の着手の予定年月日】

申請者の氏名又は名称

印

都市緑地法第60条第1項の規定に基づき、緑化施設整備計画について認定を申請します。この申請者及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

注1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

【建築物の名称】

【地名地番】

【敷地面積】

2 整備する緑化施設の概要、規模及び配置

【整備する緑化施設の概要及び規模】

【配置】 配置図のとおり

3 既存の緑化施設の概要、規模及び位置

【既存の緑化施設の概要及び規模】

【位置】 配置図のとおり

4 緑化施設の面積及び敷地面積に対する緑化施設の面積の割合

【面積】

【敷地面積に対する緑化施設の面積の割合】

(注) 【面積】の欄には都市緑地保全法施行規則第16条の規定により計算した面積を記入すること。

5 緑化施設の実施期間

【整備の着手の予定年月日】

【整備の完了の予定年月日】

6 緑化施設の整備の資金計画

区分	内訳	金額(百万円)
支出	整備費 事務費 借入金利息	
	計	
収入	自己資金 借入金 (借入先)	
	計	

【整備の完了の予定年月日】

6 緑化施設の整備の資金計画

区分	内訳	金額(百万円)
支出	整備費 事務費 借入金利息	
	計	
収入	自己資金 借入金 (借入先)	
	計	

改 正 案	現 行
<p>（環境への負荷の低減に資する発電施設）</p> <p>第一条 都市公園法施行令（以下「令」という。）<u>第五条第七項の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 四 略</p> <p>（災害応急対策に必要な施設）</p> <p>第一条の二 <u>令第五条第八項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。</u></p> <p>（歴史上又は学術上価値の高い建築物）</p> <p>第一条の三 <u>令第六条第一項第二号イの国土交通省令で定める歴史上又は学術上価値の高い建築物は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第九十八条第二項の条例の定めるところにより歴史上又は学術上価値の高いものとして現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物とする。</u></u></p> <p>（高い開放性を有する建築物）</p> <p>第二条 令第六条第二項の国土交通省令で定める高い開放性を有する建築物は、屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有しない休憩</p>	<p>（環境への負荷の低減に資する発電施設）</p> <p>第一条 都市公園法施行令（以下「令」という。）<u>第四条第七項に規定する国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>一 四 略</p> <p>（防災公園における災害応急対策に必要な施設）</p> <p>第一条の二 <u>令第四条第八項に規定する国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。</u></p> <p>（高い開放性を有する建築物）</p> <p>第二条 令第五条第二項に規定する国土交通省令で定める高い開放性を有する建築物は、屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有し</p>

所及び屋根付野外劇場とする。

(国の設置に係る都市公園における公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可の申請)

第三条 都市公園法(以下「法」という。)(第五条第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 三 略

(公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知)

第四条 令第十一条の規定による通知は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を示して行うものとする。

一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の規定による許可を行った場合

イ 八 略

二 法第九条の規定による協議を行った場合

イ 八 略

三 法第二十二条第一項の規定による協定を締結した場合 協定の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

四 法第二十六条第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令を行った場合

イ 命令の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

ロ 命令の内容

五 法第二十七条第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令(以下この号において「監督処分」という。)を行った場合

イ・ロ 略

ない休憩所及び屋根付野外劇場とする。

(国の設置に係る都市公園における公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可の申請)

第三条 都市公園法(以下「法」という。)(第五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 三 略

(公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知)

第四条 令第十一条の規定による通知は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を示して行うものとする。

一 法第五条第二項又は法第六条第一項若しくは第三項の規定による許可を行った場合

イ 八 略

二 法第九条の規定による協議を行った場合

イ 八 略

三 法第十一条第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令(以下この号において「監督処分」という。)を行った場合

イ・ロ 略

2 前項第三号に規定する協定を締結した他の工作物の管理者は、令第十一條の規定により公園管理者に通知する場合には、当該協定又はその写しを併せて送付しなければならない。

(水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所)

第六條 令第十二條第二号の二に規定する国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所は、次に掲げるものとする。

一 三 略

四 電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第一條第二項第一号に規定する変電所(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二條第一項第十号に規定する電気事業者以外の者が設ける変電所を除く。)

(国の設置に係る都市公園における行為の許可の申請)

第九條 法第十二條第一項の規定による許可の申請は、別記様式第一による申請書を提出して行うものとする。

(都市公園台帳)

第十條 略

2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 五 略

(水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所)

第六條 令第十二條第二号の二に規定する国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所は、次に掲げるものとする。

一 三 略

四 電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)第一條第二項第一号に規定する変電所(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二條第六項に規定する電気事業者以外の者が設ける変電所を除く。)

(国の設置に係る都市公園における行為の許可の申請)

第九條 法第十條の三第一項の規定による許可の申請は、別記様式第一による申請書を提出して行うものとする。

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第十條 令第二十六條の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二のとおりとする。

(都市公園台帳)

第十一條 略

2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 五 略

六 公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項

イ 二略

ホ 第五条第一項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項及び第二項に規定する建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

八・九 略

十 公園一体建物の概要

3 図面は、縮尺千二百分の一以上の平面図（法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図。第十九条第五項において同じ。）とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 略

二 公園保全立体区域の境界

三 七略

八 公園一体建物

4 略

（国の設置に係る都市公園の使用料の徴収）

第十一条 略

六 公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項

イ 二略

ホ 第五条第二項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第五条第一項及び第二項に規定する建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

八・九 略

十 公園一体建物の概要

3 図面は、縮尺千二百分の一以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、都市公園につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 略

二 六略

4 略

（国の設置に係る都市公園の使用料の徴収）

第十二条 略



(公園一体建物に関する協定の公示)

第十二条 法第二十二條第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 公園一体建物の所在地
- 二 公園一体建物の所有者又は所有者になろうとする者の氏名又は名称
- 三 協定又はその写しの閲覧の場所

(公園保全立体区域の指定等の公告)

第十三条 法第二十五條第三項の規定による公告は、次に掲げる事項(公園保全立体区域を廃止する場合にあつては、第一号に掲げる事項)を縮尺千二百分の一以上の平面図、縦断面図及び横断面図に明示して行うものとする。

- 一 公園保全立体区域の存する土地の所在地
- 二 公園保全立体区域の境界線

(保管工作物等一覧簿の様式)

第十四条 令第二十三條第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二のとおりとする。

(競争入札における揭示事項等)

第十五条 令第二十六條第一項及び第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要

四 その他公園管理者が必要と認める事項

(工作物の返還に係る受領書の様式)

第十六条 令第二十七条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第三のとおりとする。

(災害応急対策に必要な施設)

第十七条 令第三十一条第九号に規定する国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設とする。

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第十八条 令第三十二条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第四のとおりとする。

(国土交通大臣に対する報告)

第十九条 略

2) 4 略

5 法第三十条第一項の規定に基づく報告は、文書(第一項第四号及び第二項第五号に掲げる事項については、縮尺千二百分の一以上の平面図)により、都市公園の設置、その区域の変更若しくは都市公園の廃止又は条例の制定の都度速やかに行うものとする。

(国が設置する法第二条第一項第二号イの都市公園を設置すべき区域の決定についての協議)

第二十条 法第三十三条第六項の規定による協議は、次に掲げる事項を

(令第二十五条第九号の国土交通省令で定める施設)

第十三条 令第二十五条第九号に規定する国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設とする。

(国土交通大臣に対する報告)

第十四条 略

2) 4 略

5 法第二十条第一項の規定に基づく報告は、文書(第一項第四号及び第二項第五号に掲げる事項については、縮尺千二百分の一以上の平面図)により、都市公園の設置、その区域の変更若しくは都市公園の廃止又は条例の制定の都度速やかに行うものとする。

(国が設置する法第二条第一項第二号イの都市公園を設置すべき区域の決定についての協議)

第十五条 法第二十三条第五項の規定による協議は、次に掲げる事項を

長江市立公民館  
1～4 階

別記様式第一（第九条関係）

許可申請書

年 月 日

殿

申請者 住所 氏名 印

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

行為の種類	
日時又は期間	
場所	
目的	
内容	

長江市立公民館  
1～4 階

別記様式第一（第九条関係）

許可申請書

年 月 日

殿

申請者 住所 氏名 印

都市公園法第10条の3第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

行為の種類	
日時又は期間	
場所	
目的	
内容	

<p>その他参考となるべき事項</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</li> <li>2 申請者の氏名（法人にあつては、<u>その代表者の氏名</u>）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</li> <li>3 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たつて特記すべき事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工作物の設置を伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他必要な事項</li> <li>(2) 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日</li> </ol> </li> </ol>	<p>その他参考となるべき事項</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</li> <li>2 申請者の氏名（法人にあつては、<u>その代表者の氏名</u>）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</li> <li>3 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項のほか、許可申請に当たつて特記すべき事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工作物の設置を伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他必要な事項</li> <li>(2) 変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日</li> </ol> </li> </ol>
<p><u>別記様式第二（第十四条関係）</u> 略</p>	
<p><u>別記様式第三（第十六条関係）</u> 略</p>	
<p><u>別記様式第四（第十八条関係）</u></p> <p>裁 決 申 請 書</p> <p>裁 決 申 請 者 住 所 氏 名</p> <p>相 手 方 住 所 氏 名</p>	<p><u>別記様式第二（第十条関係）</u></p> <p>裁 決 申 請 書</p> <p>裁 決 申 請 者 住 所 氏 名</p> <p>相 手 方 住 所 氏 名</p>

都市公園法 第28条第21項の規定による協議が成立しないので、下記  
附則第81項  
により、判決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁判申請者 住所  
氏名 印  
殿

備考

- 1 「損失の事実」については、発生 の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁判申請者が法人である場合にあつては「氏名」はその法人の名称及び代表者の氏名を、相手方が法人である場合にあつては「氏名」はその法人の名称を、それぞれ記載すること。

都市公園法 第12条第21項の規定による協議が成立しないので、下記  
附則第81項  
により、判決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁判申請者 住所  
氏名 印  
殿

備考

- 1 「損失の事実」については、発生 の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁判申請者が法人である場合にあつては「氏名」はその法人の名称及び代表者の氏名を、相手方が法人である場合にあつては「氏名」はその法人の名称を、それぞれ記載すること。

5 裁判申請書の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を  
自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

5 裁判申請書の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載  
を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

改 正 案	現 行
<p>（収用委員会に対する裁決申請書の様式）</p> <p>第一条 首都圏近郊緑地保全法施行令第一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。</p>	
<p>（保全区域における行為の届出の手續）</p> <p>第二条 首都圏近郊緑地保全法（以下「法」という。）第七条第一項の規定による届出は、都県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。</p> <p>（法第八条第三項第三号の国土交通省令で定める基準）</p> <p>第三条 法第八条第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 管理協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> <p>二 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、近郊緑地の保全に関連して必要とされるものでなければならない。</p> <p>三 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、近郊緑地の適正な保全に資するものでなければならない。</p>	<p>（保全区域における行為の届出の手續）</p> <p>第一条 首都圏近郊緑地保全法（次条において「法」という。）第八条第一項の規定による届出は、都県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。</p>

- 四 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 五 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(管理協定の公告)

第四条 法第九条第一項（法第十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 管理協定区域
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)

第五条 前条の規定は、法第十一条（法第十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(権限の委任)

第六条 (略)

(権限の委任)

第二条 (略)

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第三条 首都圏近郊緑地保全法施行令第一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。



改正案	現行
<p>（収用委員会に対する裁決申請書の様式）</p> <p>第二条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第三条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。</p> <p>（近郊緑地保全区域における行為の届出の手續）</p> <p>第三条 法第八条第一項の規定による届出は、府県知事（地方自治法昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長（の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。）</p> <p>（法第九条第三項第三号の国土交通省令で定める基準）</p> <p>第四条 法第九条第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 管理協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> <p>二 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、近郊緑地の保全に関連して必要とされるものでなければならない。</p> <p>三 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、近郊緑地の適正な保全に資する</p>	<p>（近郊緑地保全区域における行為の届出の手續）</p> <p>第二条 法第九条第一項の規定による届出は、府県知事（地方自治法昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長（の定めるところにより、書面を提出してなければならない。）</p>

ものでなければならない。

- 四 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 五 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(管理協定の公告)

第五条 法第十条第一項(法第十三条において準用する場合を含む。)の定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 管理協定区域
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)

第六条 前条の規定は、法第十二条(法第十三条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(権限の委任)

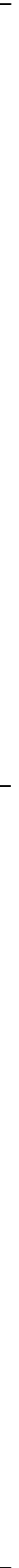
第七条 (略)

(権限の委任)

第三条 (略)

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第四条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第三条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。



改正案	現行
<p>（令第三十八号の七第四号）の国土交通省令で定める行為）            第四十三号の七 令第三十八号の七第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十六略</p> <p>第四十三号の九 法第五十八号の二第一号の規定による届出は、別記様式第十一の二による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限り。）で縮尺百分の一以上のもの</p> <p>ハ 略</p> <p>三 五略</p>	<p>（令第三十八号の七第三号）の国土交通省令で定める行為）            第四十三号の七 令第三十八号の七第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十六略</p> <p>第四十三号の九 法第五十八号の二第一号の規定による届出は、別記様式第十一の二による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 略</p> <p>三 五略</p>
<p>別記様式第十一の二（第四十三号の九関係）</p>	<p>別記様式第十一の二（第四十三号の九関係）</p>

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名 印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更  
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	平方メートル
(2)	(1) 行為の種類（建築物の建築・工作物の建築）（新築・改築・増築・移転）	

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名 印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更  
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	平方メートル
(2)	(1) 行為の種類（建築物の建築・工作物の建築）（新築・改築・増築・移転）	

建築物の建設又は設計の概要	届出部分		届出以外の部分	合計
	敷地面積	建築又は建築設 計面積		
( ) 延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	平方メートル (平方メートル)	平方メートル (平方メートル)		
( ) 高さ 地盤面から メートル	( ) 用途		平方メートル	平方メートル
	( ) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	変更部分の延べ面積		変更前の用途	変更後の用途
	平方メートル			
(4) 建築物等の形態又は高匠の変更	変更の内容			平方メートル
(5) 木竹の伐採	伐採面積			平方メートル

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各

建築物の建設又は設計の概要	届出部分		届出以外の部分	合計
	敷地面積	建築又は建築設 計面積		
( ) 延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	平方メートル (平方メートル)	平方メートル (平方メートル)		
( ) 高さ 地盤面から メートル	( ) 用途		平方メートル	平方メートル
	( ) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	変更部分の延べ面積		変更前の用途	変更後の用途
	平方メートル			
(4) 建築物等の形態又は高匠の変更	変更の内容			平方メートル
(5) 木竹の伐採	伐採面積			平方メートル

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各

<p>部分ごとに記載すること。</p> <p>4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。</p> <p>5 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。</p> <p>(1) 当該建築物の建築については、(2)ロ( )延べ面積欄の( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。</p> <p>(2) 当該建築物の用途の変更については、(2)ロ( )敷地面積の合計欄及び(2)ロ( )延べ面積の合計欄(同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。</p> <p>6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとすることは、一の届出書によることができる。</p> <p><u>7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。</u></p>	<p>部分ごとに記載すること。</p> <p>4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。</p> <p>5 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。</p> <p>(1) 当該建築物の建築については、(2)ロ( )延べ面積欄の( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。</p> <p>(2) 当該建築物の用途の変更については、(2)ロ( )敷地面積の合計欄及び(2)ロ( )延べ面積の合計欄(同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。</p> <p>6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとすることは、一の届出書によることができる。</p>
---	---

改正案	現行
<p>（令第十条第三号）の国土交通省令で定める行為）                  第八条 令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。                  一 二一 略</p> <p>第十条 法第十条第一項の規定による届出は、別記様式第一による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。                  一 略                  二 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築若しくは増築又は用途の変更にあつては、次に掲げる図面                  イ 略                  ㉑ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの                  ㉒ 略                  三 五 略</p> <p>別記様式第一（第十条関係）</p>	<p>（令第十条第二号）の国土交通省令で定める行為）                  第八条 令第十条第二号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。                  一 二一 略</p> <p>第十条 法第十条第一項の規定による届出は、別記様式第一による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。                  一 略                  二 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築若しくは増築又は用途の変更にあつては、次に掲げる図面                  イ 略                  ㉑ 略                  ㉒ 略                  三 五 略</p> <p>別記様式第一（第十条関係）</p>
<p>沿道地区計画の区域内における行為の届出書</p>	<p>沿道地区計画の区域内における行為の届出書</p>



年 月 日

殿

届出者 住所 氏名 印

幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条第11項の規定により、

土地の区画形質の変更

建築物等の新築、改築又は増築

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更

木竹の伐採

について、下記のとおり届け出ま

す。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日
- 3 行為の完了予定日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	平方メートル
	(イ) 行為の種類別 (建築物・工作物) (新築・改築・増築)	
(2)	届出部分	届出以外
	合	計

年 月 日

殿

届出者 住所 氏名 印

幹線道路の沿道の整備に関する法律第10条第11項の規定により、

土地の区画形質の変更

建築物等の新築、改築又は増築

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更

木竹の伐採

について、下記のとおり届け出ま

す。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日
- 3 行為の完了予定日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	平方メートル
	(イ) 行為の種類別 (建築物・工作物) (新築・改築・増築)	
(2)	届出部分	届出以外
	合	計

建築物等の新築、改築又は増築	(口) 設計の概要	の部分		
		( ) 敷地面積	( ) 建築面積	( ) 延べ面積
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 (ロ) 変更前の用途	( ) 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ	×-1H	×-1H
		( ) 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ	×-1H	×-1H
		( ) 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ	×-1H	×-1H
		( ) 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ	×-1H	×-1H
(4)	変更の内容	(イ) 変更前の用途	ロ) 変更後の用途	平方メートル
		(イ) 変更部分の延べ面積		平方メートル
(5) 木竹の伐採		伐採面積		平方メートル

備考

建築物等の新築、改築又は増築	(口) 設計の概要	の部分		
		( ) 敷地面積	( ) 建築面積	( ) 延べ面積
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 (ロ) 変更前の用途	( ) 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ	×-1H	×-1H
		( ) 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ	×-1H	×-1H
		( ) 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ	×-1H	×-1H
		( ) 敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ	×-1H	×-1H
(4) 建築物等の形態又は高さの変更	変更の内容	(イ) 変更前の用途	ロ) 変更後の用途	平方メートル
		(イ) 変更部分の延べ面積		平方メートル
(5) 木竹の伐採		伐採面積		平方メートル

備考

<p>1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</p> <p>3 沿道地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。</p> <p>4 沿道道路の整備に関する法律第9条の5に規定する内容を定めた沿道地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。</p> <p>(1) 当該建築物の建築については、(2)ロ( )延べ面積欄の( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。</p> <p>(2) 当該建築物の用途の変更については、(2)ロ( )敷地面積の合計欄及び(2)ロ( )延べ面積の合計欄（同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。</p> <p>5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。</p> <p><u>6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。</u></p>	<p>1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</p> <p>3 沿道地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。</p> <p>4 沿道道路の整備に関する法律第9条の5に規定する内容を定めた沿道地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。</p> <p>(1) 当該建築物の建築については、(2)ロ( )延べ面積欄の( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。</p> <p>(2) 当該建築物の用途の変更については、(2)ロ( )敷地面積の合計欄及び(2)ロ( )延べ面積の合計欄（同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。</p> <p>5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。</p>
--	--

集落地域整備法施行規則（昭和六十三年建設省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（集落地域整備法施行令第八條第四号の国土交通省令で定める行為）                      第一條 集落地域整備法施行令第八條第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十四 略</p>	<p>（集落地域整備法施行令第九條第三号の国土交通省令で定める行為）                      第一條 集落地域整備法施行令第九條第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十四 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十三条 法第三十三条第一項の規定による届出は、別記第四号様式による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更にあつては、次に掲げる図面 イ 略</p> <p>ロ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設的位置を表示する図面（特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの</p> <p>ハ 略</p> <p>三 五 略</p> <p>（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為）</p> <p>第二十四条 令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十六 略</p> <p>（定款の変更に関する特別議決事項）</p> <p>第五十七条 令第二十八条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は</p>	<p>第二十三条 法第三十三条第一項の規定による届出は、別記第四号様式による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更にあつては、次に掲げる図面 イ 略</p> <p>ロ 略</p> <p>三 五 略</p> <p>（令第十四条第二号の国土交通省令で定める行為）</p> <p>第二十四条 令第十四条第二号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十六 略</p> <p>（定款の変更に関する特別議決事項）</p> <p>第五十七条 令第二十九条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は</p>

、法第二百二条第二項第二号の規定による宅地の地積の規模の決定又は変更とする。

（土地の立入り等に伴う損失の補償についての裁決申請書の様式）

第八十二条 令第三十二条において準用する都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第二十三条の国土交通省令で定める様式は、別記第八号様式とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（防災施設建築敷地等の価額の概算額）

第九十三条 略

2 略

3 法第二百五条第一項第四号に掲げる防災施設建築物の一部等の価額の概算額は、防災施設建築物の整備に要する費用のうち当該防災施設建築物の一部の整備に要するものを償い、かつ、基準日における近傍同種の建築物の価額を参酌して定めた当該防災施設建築物の一部の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該防災施設建築物の一部の価額（以下この項において「建築物価額」という。）に、敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に令第三十五条の規定により定められた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、当該防災施設建築物の一部の整備に要する費用の額が当該防災施設建築物の一部の価額の見込額を超えるときは、当該防災施設建築物の一部の価額の見込額をもって建築物価額とする。

4 略

（配当機関への通知についての都市再開発法施行規則の準用）

第一百三十三条 都市再開発法施行規則第三十二条の三の規定は、令第三十八

、法第二百二条第二項第二号の規定による宅地の地積の規模の決定又は変更とする。

（土地の立入り等に伴う損失の補償についての裁決申請書の様式）

第八十二条 令第三十二条において準用する都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第二十三条の国土交通省令で定める様式は、別記第八号様式とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（防災施設建築敷地等の価額の概算額）

第九十三条 略

2 略

3 法第二百五条第一項第四号に掲げる防災施設建築物の一部等の価額の概算額は、防災施設建築物の整備に要する費用のうち当該防災施設建築物の一部の整備に要するものを償い、かつ、基準日における近傍同種の建築物の価額を参酌して定めた当該防災施設建築物の一部の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該防災施設建築物の一部の価額（以下この項において「建築物価額」という。）に、敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に令第三十六条の規定により定められた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、当該防災施設建築物の一部の整備に要する費用の額が当該防災施設建築物の一部の価額の見込額を超えるときは、当該防災施設建築物の一部の価額の見込額をもって建築物価額とする。

4 略

（配当機関への通知についての都市再開発法施行規則の準用）

第一百三十三条 都市再開発法施行規則第三十二条の三の規定は、令第三十九

条第一項において準用する都市再開発法施行令第三十四条第二項の規定により通知すべき事項について準用する。この場合において、同規則第三十二条の三中、「令第三十四条第二項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第三十八条第一項において準用する令第三十四条第二項」と、「第三十二条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）第百条第一項第一号から第四号まで」と、「令第二十五条各号」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第九十条各号」と読み替えるものとする。

（補償金等払渡通知書等の様式）

第百四条 令第三十八条第二項において準用する都市再開発法施行令第三十五条の補償金等払渡通知書の様式は別記第二十一号様式とし、同条の権利喪失通知書の様式は別記第二十二号様式とする。

（補償金等に不服がある場合における訴えの提起等の通知についての都市再開発法施行規則の準用）

第百五条 都市再開発法施行規則第三十四条の規定は、令第三十八条第二項において準用する都市再開発法施行令第三十八条第三項の規定による通知について準用する。この場合において、同規則第三十四条中「法第九十四条第五項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百二十七条において準用する法第九十四条第五項」と、「法第八十五条第三項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十八条第三項」と、「令第三十八条第三項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年

条第一項において準用する都市再開発法施行令第三十四条第二項の規定により通知すべき事項について準用する。この場合において、同規則第三十二条の三中、「令第三十四条第二項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第三十九条第一項において準用する令第三十四条第二項」と、「第三十二条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）第百条第一項第一号から第四号まで」と、「令第二十五条各号」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第九十条各号」と読み替えるものとする。

（補償金等払渡通知書等の様式）

第百四条 令第三十九条第二項において準用する都市再開発法施行令第三十五条の補償金等払渡通知書の様式は別記第二十一号様式とし、同条の権利喪失通知書の様式は別記第二十二号様式とする。

（補償金等に不服がある場合における訴えの提起等の通知についての都市再開発法施行規則の準用）

第百五条 都市再開発法施行規則第三十四条の規定は、令第三十九条第二項において準用する都市再開発法施行令第三十八条第三項の規定による通知について準用する。この場合において、同規則第三十四条中「法第九十四条第五項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百二十七条において準用する法第九十四条第五項」と、「法第八十五条第三項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十八条第三項」と、「令第三十八条第三項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年

政令第三百二十四号)第三十八条第二項において準用する令第三十八条第三項」と読み替えるものとする。

(書類の送付に代わる公告)

第二百二十条 令第五十二条第一項の国土交通省令で定める定期刊行物は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙とする。

(公告の内容等の掲示についての都市計画法施行規則の準用)

第二百二十三条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第五十九条の規定は、法第二百八十三条第三項において準用する都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八十一条第二項の規定による公告をした場合における令第五十五条第一項において準用する都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第四十二条第三項の規定による掲示について準用する。

(公告の内容等の掲示)

第二百二十六条 法第二百八十四条において準用する都市計画法第五十二条の三第一項規定により公告をした場合における令第五十五条第二項の規定による掲示は、その公告をした日から都市計画法第六十六条の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した日、法第二百八十一条に規定する期間満了日の翌日又は施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の全ての土地建物等について必要な権利を取得した日まででなければならない。

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第二百三十条 令第五十六条において準用する都市計画法施行令第十八条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記第二十七号様式とする

政令第三百二十四号)第三十九条第二項において準用する令第三十八条第三項」と読み替えるものとする。

(書類の送付に代わる公告)

第二百二十条 令第五十三条第一項の国土交通省令で定める定期刊行物は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙とする。

(公告の内容等の掲示についての都市計画法施行規則の準用)

第二百二十三条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第五十九条の規定は、法第二百八十三条第三項において準用する都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八十一条第二項の規定による公告をした場合における令第五十六条第一項において準用する都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第四十二条第三項の規定による掲示について準用する。

(公告の内容等の掲示)

第二百二十六条 法第二百八十四条において準用する都市計画法第五十二条の三第一項規定により公告をした場合における令第五十六条第二項の規定による掲示は、その公告をした日から都市計画法第六十六条の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した日、法第二百八十一条に規定する期間満了日の翌日又は施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の全ての土地建物等について必要な権利を取得した日まででなければならない。

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第二百三十条 令第五十七条において準用する都市計画法施行令第十八条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記第二十七号様式とする



。 (市街地開発事業に準ずる事業)  
 第三百二十二条 令第五十七條第二号の国土交通省令で定める事業は、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第一条第一項に規定する住宅地区改良事業とする。

。 (市街地開発事業に準ずる事業)  
 第三百二十二条 令第五十八條第二号の国土交通省令で定める事業は、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第一条第一項に規定する住宅地区改良事業とする。

第四号様式(第二十三條第一項関係)(A4)

第四号様式(第二十三條第一項関係)(A4)

防災街区整備地区計画の区域内における行為の届出書

防災街区整備地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

年 月 日

殿

殿

届出者 住所  
 氏名 印

届出者 住所  
 氏名 印

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第33条第1項の規定に基づき、  
 土地の区画形質の変更  
 建築物等の新築、改築、増築又は移転  
 建築物等の用途の変更  
 建築物等の形態又は意匠の変更  
 木竹の伐採  
 について、下記により届け  
 出ます。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第33条第1項の規定に基づき、  
 土地の区画形質の変更  
 建築物等の新築、改築、増築又は移転  
 建築物等の用途の変更  
 建築物等の形態又は意匠の変更  
 木竹の伐採  
 について、下記により届け  
 出ます。



転	X-1H 特定地区防災 施設から X-1H	( ) 構造	
		( ) 用途 ( ) 垣又はその構造	
(3) 建用 建築物の 等変 の更	(1) 変更部分の 延べ面積 平方メートル	(口)	(リ) 変更後の用途
		(4) 建築物等の形態又は高さの変更	変更の内容
(5) 木竹の伐採		伐採面積	平方メートル

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 防災街区整備地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条の3に規定する内容を定めた防災街区整備地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。

転	X-1H 特定地区防災 施設から X-1H	( ) 用途	
		( ) 垣又はその構造	
(3) 建用 建築物の 等変 の更	(1) 変更部分の 延べ面積 平方メートル	(口) 変更前の用途	(リ) 変更後の用途
		(4) 建築物等の形態又は高さの変更	変更の内容
(5) 木竹の伐採		伐採面積	平方メートル

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 防災街区整備地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条の3に規定する内容を定めた防災街区整備地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。

<p>(1) 当該建築物の建築については、(2)□( )「延べ面積」の欄( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。</p> <p>(2) 当該建築物の用途の変更については、(2)□( )「敷地面積の合計」の欄及び(2)□( )「延べ面積の合計」の欄(同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計)についても記載すること。</p> <p>6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとすることは、一の届出書によることができる。</p> <p><u>7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。</u></p>	<p>(1) 当該建築物の建築については、(2)□( )「延べ面積」の欄( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。</p> <p>(2) 当該建築物の用途の変更については、(2)□( )「敷地面積の合計」の欄及び(2)□( )「延べ面積の合計」の欄(同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計)についても記載すること。</p> <p>6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとすることは、一の届出書によることができる。</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>13 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の緑化地域（以下この項において単に「緑化地域」という。）（内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。）</p> <p>一 申請に係る建築物の工事種別が新築若しくは増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び増築後の建築物の床面積の合計が当該緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない増築に限る。）（改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替である場合）</p> <p>二 申請に係る建築物の敷地の規模が千平方メートル（都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）第九条ただし書の規定により市町村の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満である場合</p> <p>三 申請に係る建築物が都市緑地法第三十五条第五項若しくは第八項又は第四十二条各号に規定する建築物である場合</p> <p>四 前三号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合</p> <p>14 申請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画</p>	<p>13 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の緑化地域（以下この項において単に「緑化地域」という。）（内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。）</p> <p>一 申請に係る建築物の工事種別が新築若しくは増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び増築後の建築物の床面積の合計が当該緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない増築に限る。）（改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替である場合）</p> <p>二 申請に係る建築物の敷地の規模が千平方メートル（都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）第九条ただし書の規定により市町村の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満である場合</p> <p>三 申請に係る建築物が都市緑地法第三十五条第五項若しくは第八項又は第四十二条各号に規定する建築物である場合</p> <p>四 前三号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合</p> <p>14 申請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画</p>

<p>2 (略)</p> <p>五 (略)</p>	<p>等緑化率条例（以下この項において単に「地区計画等緑化率条例」という。）により制限を受ける区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が当該地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。</p> <p>一 申請に係る建築物が当該地区計画等緑化率条例に係る都市緑地法施行令第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる適用の除外に關する規定のいずれかに該当するものである場合</p> <p>二 申請に係る建築物が都市緑地法第四十二条各号に規定する建築物である場合</p> <p>三 前号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合</p> <p>15 17 (略)</p> <p>(完了検査申請書の様式)</p> <p>第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 都市緑地法第四十三条第一項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し</p>
<p>2 (略)</p>	<p>13 15 (略)</p> <p>(完了検査申請書の様式)</p> <p>第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 (略)</p>

鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行つたための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十五号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種鉄道建設等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種鉄道建設等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種鉄道建設等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種鉄道建設等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ハ 略</p> <p>ト 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>チ〜ツ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種鉄道建設等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種鉄道建設等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種鉄道建設等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種鉄道建設等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ハ 略</p> <p>ト 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>チ〜ツ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十六号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種飛行場設置等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種飛行場設置等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種飛行場設置等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種飛行場設置等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ル 略</p> <p>ヲ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ〜ン 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種飛行場設置等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種飛行場設置等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種飛行場設置等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種飛行場設置等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ル 略</p> <p>ヲ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ〜ン 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>



軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行つたための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省・建設省令第二号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種軌道建設等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種軌道建設等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種軌道建設等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種軌道建設等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ハ 略</p> <p>ト 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</p> <p>チ〜ツ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種軌道建設等事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種軌道建設等事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種軌道建設等事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種軌道建設等事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ハ 略</p> <p>ト 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</p> <p>チ〜ツ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種道路事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種道路事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種道路事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種道路事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜チ 略</p> <p>リ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>又〜ヨ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種道路事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種道路事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種道路事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種道路事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜チ 略</p> <p>リ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>又〜ヨ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十一号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種湖沼水位調節施設事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種湖沼水位調節施設事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種湖沼水位調節施設事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種湖沼水位調節施設事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>リ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>又ヨ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種湖沼水位調節施設事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種湖沼水位調節施設事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種湖沼水位調節施設事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種湖沼水位調節施設事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>リ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>又ヨ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種放水路事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種放水路事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種放水路事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種放水路事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ ち 略</p> <p>リ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>又 三 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種放水路事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種放水路事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種放水路事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種放水路事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ ち 略</p> <p>リ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>又 三 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十三号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種土地区画整理事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種土地区画整理事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種土地区画整理事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種土地区画整理事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種土地区画整理事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種土地区画整理事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種土地区画整理事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種土地区画整理事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十四号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種新住宅市街地開発事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種新住宅市街地開発事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種新住宅市街地開発事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種新住宅市街地開発事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種新住宅市街地開発事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種新住宅市街地開発事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種新住宅市街地開発事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種新住宅市街地開発事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十五号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種工業団地造成事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種工業団地造成事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種工業団地造成事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種工業団地造成事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種工業団地造成事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種工業団地造成事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種工業団地造成事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種工業団地造成事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十六号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種新都市基盤整備事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種新都市基盤整備事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種新都市基盤整備事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種新都市基盤整備事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種新都市基盤整備事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種新都市基盤整備事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種新都市基盤整備事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種新都市基盤整備事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>



流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十七号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種流通業務団地造成事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種流通業務団地造成事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種流通業務団地造成事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種流通業務団地造成事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種流通業務団地造成事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種流通業務団地造成事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種流通業務団地造成事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種流通業務団地造成事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種機構事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種機構事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種機構事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種機構事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ル 略</p> <p>ヲ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ〜ン 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（第二種事業の判定の基準）</p> <p>第一条の二 第二種機構事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種機構事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 当該第二種機構事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種機構事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。</p> <p>イ〜ル 略</p> <p>ヲ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）<u>第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域</u></p> <p>ワ〜ン 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ〜ル（略）</p> <p>ク 確認に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の緑化地域（以下この号において単に「緑化地域」という。）内にある場合においては、施行規則第一条の三第十三項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからニまでに規定するもののほか、その計画が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面をもつて行うこと。</p> <p>ク 確認に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例（以下この号において単に「地区計画等緑化率条例」という。）により制限を受ける区域内にある場合においては、施行規則第一条の三第十四項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからニまでに規定するもののほか、その計画が当該地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面をもつて行うこと。</p> <p>カ・ヨ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ〜ル（略）</p> <p>ク・ワ（略）</p> <p>二（略）</p>

三 法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査 次のイからニまでに定める方法  
イ 八（略）  
二 都市緑地法第四十三条第一項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写しをもつて行つこと。

2

ホ  
（略）

三 法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査 次のイからニまでに定める方法  
イ 八（略）  
二（略）

2

（略）





